

# 総代会について

## 1. 総代会の仕組み

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく日常業務や事業活動を通して、総代や会員の皆さまからのご意見を大切に、経営の改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## 2. 総代候補者選考基準

- (1) 当金庫の会員であること。
- (2) 総代としてふさわしい見識を有していること。
- (3) 平成28年6月以降、新たに就任した総代の定年は満80歳とする。ただし、任期の途中で定年に達したときは、その任期の終了をもって退任とする。

## 3. 総代とその選任方法

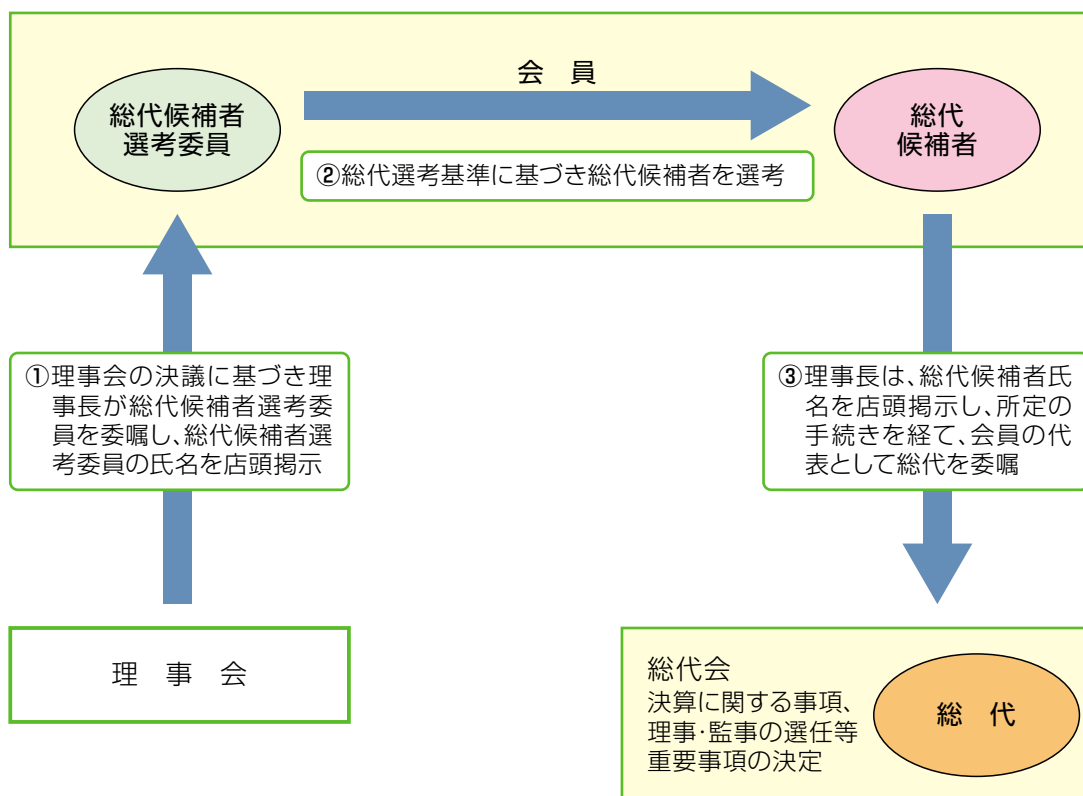
- (1) 総代の任期・定数
  - ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定数は150人とし、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、平成29年6月30日現在の総代数は147人で、会員数は59,692人です。
- (2) 総代の選任方法
 

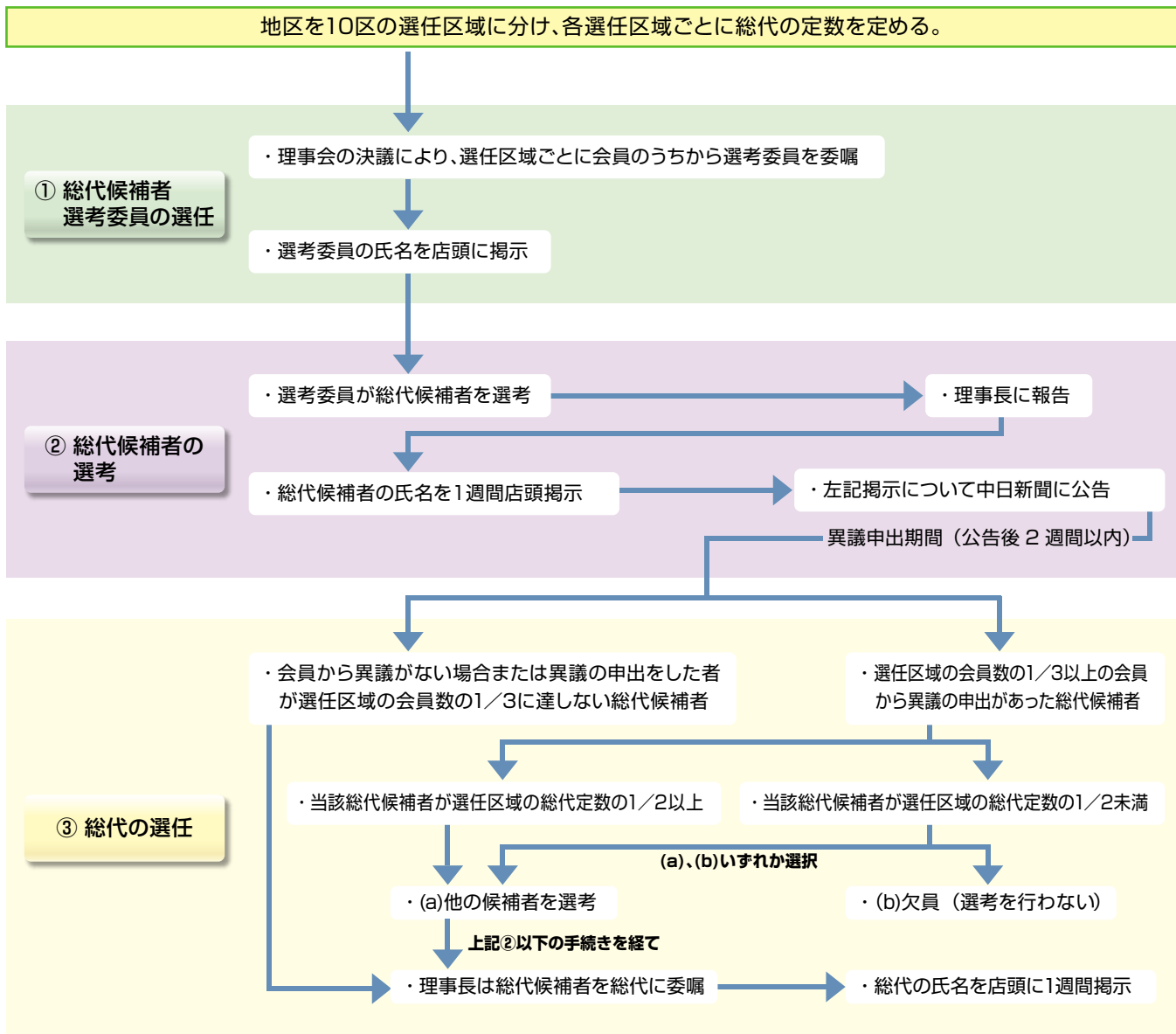
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

  - ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
  - ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
  - ③ その総代候補者を会員が信任します。  
(異議があれば申し出ることができます。)

【総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です】



【総代が選任されるまでの手続き】



■ 第75期通常総代会

平成29年6月16日(金)に開催された第75期通常総代会において、次の事項が付議され、原案のとおり承認されました。

● 報告事項

第75期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 第75期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件



# 総代会について

## 総代のご紹介

(敬称略、50音順)

区・ 定数(現総代数)	地 区	総 代 氏 名 ( 就 任 回 数 )
第1区 21名(20名)	瀬戸市東明連区、古瀬戸連区、祖母懐連区、 深川連区、品野連区、水野連区、西陵連区、 豊田市、岡崎市、安城市	浅田主男④ 稲垣 茂⑦ 江尻守鉦⑩ 大澤信也⑧ 片山郁雄⑧ 加藤家三⑩ 加藤 捷⑧ 加藤恒彦⑥ 加藤宜之⑦ 加藤正信⑤ 加藤 豊⑥ 加藤令吉⑤ 小林正一⑧ 柴田弘末② 寺田 悟③ 永井光彦⑥ 中島一太⑤ 中根寿美夫⑪ 水谷隆導⑤ 山中俊博③
第2区 22名(21名)	瀬戸市道泉連区、陶原連区、效範連区、 水南連区、幡山連区、長根連区、八幡台、 原山台、萩山台	浅井よし子③ 伊藤弘平⑩ 伊藤勢津郎⑦ 伊藤 乞⑨ 稲垣佐喜男⑫ 井上 博⑤ 大竹一義⑧ 梶田純三⑤ 加藤五津美③ 加藤悦郎⑧ 加藤勝之① 加藤庄平⑦ 加藤英明② 栗田亦介② 佐野一二⑨ 柴田徳之⑤ 関島文雄① 成田一成⑥ 増岡弘之⑥ 水野忠治④ 矢野 隆④
第3区 12名(12名)	尾張旭市	加藤 洋① 加藤陽一③ 小杉俊介① 田島敬二④ 寺尾高志① 寺尾秀世⑩ 寺尾八史② 丹羽 誠④ 原 嘉孝④ 堀 雄三① 三浦弘司④ 若杉福雄①
第4区 11名(11名)	名古屋市守山区	安藤陽得⑦ 飯島明伸③ 臼井常明③ 川島秀夫④ 田中 勉⑩ 田辺真一③ 寺尾直樹④ 長江賢一② 長谷川敏一⑧ 宮地敏彦③ 渡辺洋治⑫
第5区 10名(9名)	名古屋市東区、北区	加藤進哉④ 加藤泰敏⑦ 筒井宣政⑮ 中島茂雄⑤ 中西良子③ 野村憲司② 矢野金司⑥ 山本 整① 山本敏明⑤
第6区 14名(14名)	名古屋市西区、中村区、稲沢市、岩倉市、一宮市、 江南市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、 あま市、津島市、西春日井郡、海部郡	秋田和美① 秋田幸二④ 伊藤常行⑤ 大野真一⑥ 岡田健司③ 加藤義弘⑥ 小西忠昭⑮ 竹中利治③ 中野康雄⑤ 古市昌己⑥ 山本郁矢④ 横井和夫⑦ 吉田仁彦⑥ 吉田由孝⑤
第7区 11名(11名)	名古屋市中区、熱田区、中川区、港区	浅井忠治⑤ 浅野栄一⑥ 宇佐美仙太郎⑮ 澤野正司⑤ 高橋鎧二⑰ 林 重信⑮ 古川尋士② 松原長次⑧ 三輪金久④ 村上洋治③ 山崎博道⑤
第8区 15名(15名)	名古屋市千種区、名東区、長久手市	愛知靖磨⑥ 浅野英隆① 市原弓子③ 加藤 鎮⑨ 釜谷健一② 河合利周⑮ 川津準治⑨ 小島順司② 小島達雄⑥ 寺嶋鉦史⑥ 野田道典③ 藤井源成⑤ 松原力男⑫ 水野善夫④ 矢野明正③
第9区 18名(18名)	名古屋市昭和区、瑞穂区、南区、緑区、天白区、 豊明市、東海市、大府市、知立市、刈谷市、 日進市、知多市、みよし市、半田市、常滑市、 愛知郡、知多郡東浦町・阿久比町	飯島 勉⑤ 石井正己⑦ 石垣広憲① 伊藤喜太郎⑫ 稲葉芳邦① 今井重三⑦ 榎本三王⑦ 岡田 茂① 加藤和夫② 栗田晴之⑤ 神納征二① 鈴木義信② 田中 誠⑥ 寺島鋼司① 中村 亨④ 成田一成⑩ 原野勝至⑦ 六浦康正⑤
第10区 16名(16名)	春日井市、小牧市、犬山市、丹羽郡、 岐阜県多治見市、土岐市、可児市	朝日繁光⑤ 石戸谷宣之④ 大友慎介⑤ 大野 悟⑦ 河合 隆⑬ 河上忠雄⑦ 柴山治信⑤ 嶋田英典⑥ 長谷川邦芳③ 羽場甚一⑮ 平野政憲③ 深谷美輝⑥ 前田利裕⑤ 村田 滋⑨ 森 聰② 渡辺省三⑮

(平成29年6月末現在)

## 総代の属性別構成比等に関する情報

職業別	法人役員等 91.1%、個人事業主 6.1%、個人 2.7%
年代別	70代以上 62.5%、60代 30.6%、50代 5.4%、40代 1.3%
業種別	製造業 40.5%、建設業 10.4%、卸売業・小売業 24.4%、不動産業 10.4%、サービス業 13.9%

(注)業種別の構成比は、法人役員等および個人事業主に限ります。

(平成29年6月末現在)

# コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、日常業務を遂行するうえで関連する法令や規程をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫では、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、金庫役職員一丸となり、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。

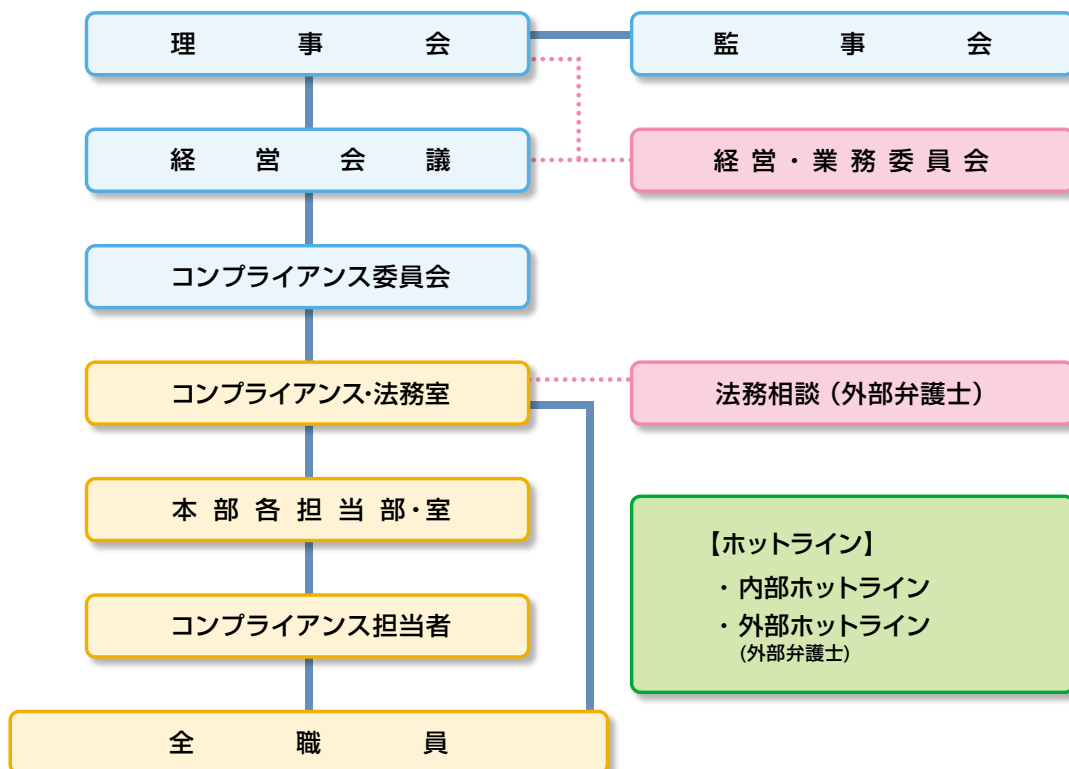
## ■ コンプライアンスの基本方針

1. 当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題(経営管理態勢の強化)として認識し、役職員は、社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理の構築によりコンプライアンスに取り組めます。
2. 当金庫は、常に「コンプライアンス態勢の整備」に努めるとともに、「コンプライアンス態勢の機能」を発揮するよう努めます。
3. コンプライアンスに違反する行為が万一発生した場合には、徹底した原因究明と問題の解決に努め、法令や就業規則に基づいて厳正な措置を行い「健全経営」に努めます。
4. 当金庫の役職員は、最も大切な「信用」を維持するために、コンプライアンス・マニュアルおよび業務に関連する法令・規則・ルールを遵守します。

## ■ コンプライアンス態勢強化への各種取組み

- **コンプライアンス委員会の設置**  
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスについての協議・監査、および職員の倫理・サービスに関する事項等の検証・評価を行い、当金庫のコンプライアンス態勢の整備・確立を図っています。
- **経営・業務委員会の設置**  
経営・業務委員会は、業務改善諸施策の立案・取組みへの指示・検証等により、法令等遵守態勢を確立し、健全な業務運営の確保を図っています。
- **コンプライアンス相談等窓口の設置**  
内部通報窓口として、「内部ホットライン」と「外部ホットライン(外部弁護士が窓口)」を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・早期対応を図っています。
- **倫理カードの携行**  
全役職員が常に携行し、自らの行動をチェックすることでコンプライアンス意識の醸成を図っています。

## ■ コンプライアンス体制



せとしんの取組み

コンプライアンスへの取組み

# 内部管理、反社会的勢力、当金庫行動綱領

## ■ 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号および同法施行規則第 23 条の規定に基づき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢に係る基本方針を定めて、内部管理システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。

1. 理事および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
8. 監事の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
9. 監事への報告に関する体制
10. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
11. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
12. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## ■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ■ 瀬戸信用金庫行動綱領

当金庫の基本方針の中心項目は、法令等を遵守し社会的責任を遂行することであるとの認識のもと、より堅固な企業倫理を構築するため、当金庫の行動綱領を制定し、経営トップが自ら率先して取組み、全役員が日常の業務遂行において実践に努めております。

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任	信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守	あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション	経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めます。
5. 職員の人権の尊重等	職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取組み	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。
7. 社会貢献活動への取組み	信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。
8. 反社会的勢力との関係遮断	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

## 顧客保護等への取組み

### 顧客保護等に対する基本方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、お客さまの利益の保護および利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの視点に立った業務運営を行ってまいります。

1. お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客さまからの問い合わせ・相談および苦情については、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めます。
3. お客さまの情報を業務上必要な範囲内で、関係法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより、安全に管理します。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報管理やその他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。

5. 当金庫が行う業務において、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定し、お客さまの利益が不当に害されることがないようにその取引を適切に管理します。
6. 金融円滑化の観点から、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申出があった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取組みます。
7. 上記の他、お客さまの利益の保護および利便性の向上を図るため、業務を適切に管理する態勢を確保します。

※本方針の「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用をしようとしている方を意味します。

※本方針の「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介および募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

#### お問い合わせ窓口

瀬戸信用金庫 業務統括部 お客様相談所専用電話 **フリーダイヤル 0120-205-118**

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (土・日・祝 信用金庫の休業日は除きます)

### 利益相反管理への取組み

当金庫は利益相反管理方針を制定し、当金庫とお客さまの間、および当金庫のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、適切に管理を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を遂行します。

#### 利益相反管理体制

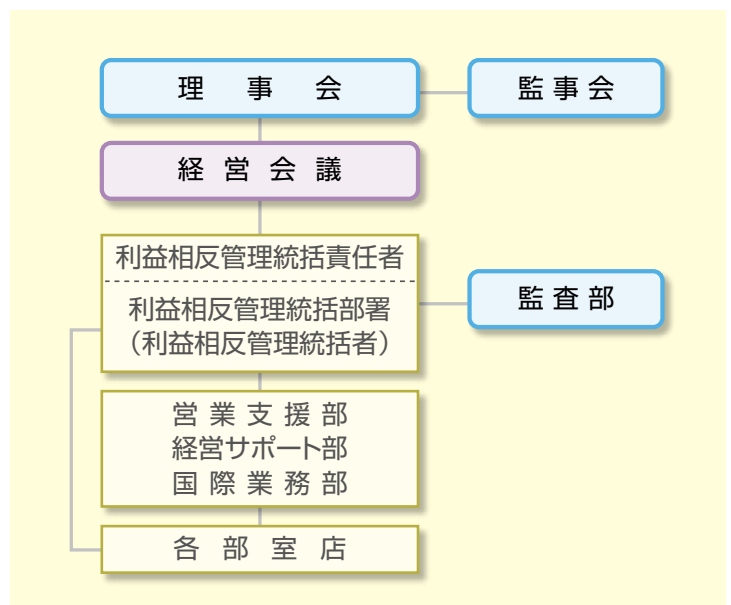
当金庫は、各部室店から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

#### 具体的な取組み

当金庫は、利益相反管理の対象とする取引を定め、管理対象取引については最適な方法を選択、または組み合わせることにより適切に利益相反管理を行います。利益相反管理を行った取引等は、庫内規則に基づき記録・保存しています。また、これらの管理を適切に行うため、役職員への教育・研修を実施し、周知徹底を図っています。

#### 利益相反管理体制組織図



## 顧客保護等への取組み

### 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または業務統括部 お客様相談所で受け付けています。

苦情等は営業店(電話番号は28ページ参照)または次の担当部署へお申し出ください

瀬戸信用金庫 業務統括部 お客様相談所 住 所：瀬戸市東横山町119番地の1 TEL：0120-205-118 FAX：0561-21-4149	受付時間：9：00～17：00(土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます) eメール：setoshinkin@nifty.com 受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談
---	---

\*お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

●当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記の業務統括部 お客様相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

●愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の業務統括部 お客様相談所または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	住 所	電話番号	受付日、時間
愛知県弁護士会 紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00 13:00～17:00

●投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）（日本証券業協会）
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
電 話 番 号	0120-64-5005
受 付 日、時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00

### 個人情報の保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）はホームページ等で公表しております。

### 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、確定拠出年金に係る勧誘方針につきましても、この勧誘方針を準用いたします。

# リスク管理強化への取組み

## ■ リスク管理の基本方針

金融システムが複雑化し、金融商品が多様化する中で、お客さまからの信頼を高めるためには、リスク管理態勢を充実させ、経営の健全性の維持、向上を図ることが不可欠となっております。

当金庫ではリスク管理態勢の整備を図るとともに、さまざまなリスクに対応した管理技術の向上に取組み、リスク管理の徹底を図ることを基本方針としております。

### ○ 統合的リスク管理とは

金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。(金融検査マニュアルより)

## ■ リスク管理への取組み

本年度は、法務リスク、事務リスクを継続的な課題と認識しつつ、適切なリスク管理のもと、お客さま本位の良質なサービスを提供し、企業の生産性向上やお客さまの資産形成を助けることにより、結果としてお客さま基盤と収益を確保するという好循環(お客さまとの共通価値の創造)を目指してまいります。

## ■ 統合的リスク管理方針

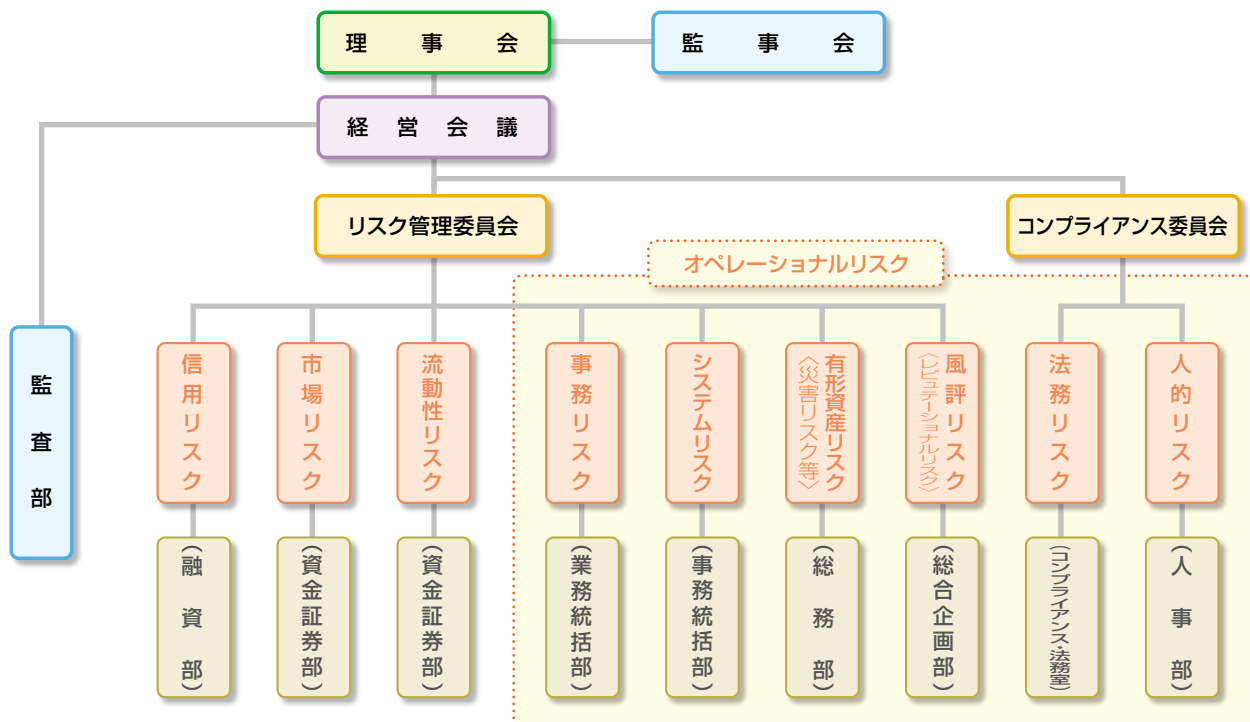
統合的リスク管理については、協同組織金融機関として、地域の中小企業等の金融ニーズに即した積極的な融資と必要な収益の確保を前提に、的確に各リスク量を計測し、それに見合った資本配賦を行っております。リスク量を配賦資本内で管理するとともに、ストレステストの活用により、想定外のリスクについても捕捉するよう努めてまいります。また、預貸金計画や余資運用計画との連動性を高めてまいります。

## ■ リスク管理体制

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理規程を整備し、各リスクの管理態勢を定めるとともに、員外監事の登用や外部監査の導入による、制度的な対応を整えております。

また、リスク管理委員会を設置し、併せて、各リスクカテゴリー毎にリスク管理主管部署を定め、担当するリスクについて把握・管理、リスク管理委員会において、経営全般に亘る各リスクを統合的に把握・分析し、リスク全般に関する報告、協議を行う態勢を整え、リスク管理の実効性を高めております。

## ■ リスク管理組織図



※ ( )内は主管部署



## 金融再生法、リスク管理債権

## 金融再生法による開示債権

平成28年度末における金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)に基づく開示債権(不良債権)額は349億円で、不良債権比率は3.73%です。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)%	引当率 (d)/(a-c)%
金融再生法上の不良債権	平成27年度末	37,512	32,703	25,721	6,981	87.18	59.21
	平成28年度末	34,975	30,454	23,516	6,937	87.07	60.54
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度末	5,324	5,324	3,177	2,147	100.00	100.00
	平成28年度末	5,143	5,143	2,895	2,248	100.00	100.00
危険債権	平成27年度末	31,756	27,374	22,544	4,829	86.20	52.43
	平成28年度末	29,469	25,308	20,620	4,687	85.88	52.98
要管理債権	平成27年度末	432	4	—	4	1.13	1.13
	平成28年度末	362	1	—	1	0.52	0.52
正常債権	平成27年度末	872,315					
	平成28年度末	901,853					
合 計	平成27年度末	909,828					
	平成28年度末	936,829					

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

## 3. 要管理債権

「3か月以上延滞債権(元本又は利息の支払が3か月以上遅延している貸出金)」および「貸出条件緩和債権(経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予などを行っている貸出金)」で、上記に該当しないものです。

## 4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権です。

- (注) ①「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 ②「要管理債権」の「保全額」のうち「貸倒引当金」は、開示残高に対して引き当てた金額を記載しております。  
 ③「正常債権」は回収に不安のない債権ですが、将来のリスクに備えて一般貸倒引当金217百万円を引き当てております。

※ 金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)に基づく開示債権額は貸出金以外の債権(未収利息、債務保証見返など)も対象としております。

## 不良債権への対応は万全です

○不良債権に対する高い保全率

- 金融再生法に基づく不良債権は349億円となっておりますが、そのうち304億円(87.07%)は担保や貸倒引当金等でカバーされており、残りの45億円(12.92%)に対しても自己資本が1,103億円あり、不良債権に対する備えは万全です。

○安定した利益計上

- 貸倒れ発生時の償却能力を表す業務純益が当期では2,773百万円であり、每期安定した利益を計上しております。

○高い自己資本比率

- 自己資本比率は14.64%と国内基準の4%と比べて相当高い水準で、十分な健全性を確保しております。

## リスク管理債権の状況

平成28年度末における信用金庫法に基づくリスク管理債権額は348億円です。

(単位:百万円)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 %
破綻先債権	平成27年度末	1,245	704	541	100.00
	平成28年度末	821	440	380	100.00
延滞債権	平成27年度末	35,756	24,939	6,435	87.75
	平成28年度末	33,715	22,998	6,555	87.66
3か月以上延滞債権	平成27年度末	—	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成27年度末	432	—	4	1.13
	平成28年度末	362	—	1	0.52
合 計	平成27年度末	37,433	25,643	6,981	87.15
	平成28年度末	34,898	23,439	6,937	87.04

### 1. 破綻先債権

当金庫の自己査定において、「破綻先」に区分された取引先にかかる総貸出金額。

### 2. 延滞債権

当金庫の自己査定において、「実質破綻先」「破綻懸念先」に区分された取引先にかかる総貸出金額。

(注)① 「担保・保証」額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

② 「貸出条件緩和債権」の「貸倒引当金」は、開示残高に対して引き当てた金額を記載しております。

③ 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

※ 信用金庫法に基づくリスク管理債権額は貸出金のみを対象としており、貸出金以外の開示部分を加えれば、金融再生法による開示と同一の債権をあらわしています。

## 金融再生法開示債権とリスク管理債権との比較(平成28年度末)

(単位:百万円)

自己査定(債務者区分)	金融再生法開示債権		リスク管理債権等	
	対象債権	貸出金、未収利息、債務保証見返 外国為替、仮払金など	貸出金、貸出金以外	
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,143	破綻先債権	821
実質破綻先			(貸出金以外)	—
破綻懸念先	危険債権	29,469	延滞債権	33,715
			(貸出金以外)	77
要注意先	要管理債権	362	3か月以上延滞債権	—
			貸出条件緩和債権	362
正常先	正常債権	901,853		

# せとしんの沿革

## 昭和

- 17年 11月 瀬戸市内にあった東部、南部、北部、今村、赤津の5つの信用組合を合併し、「瀬戸市信用組合」を創立
- 26年 10月 信用金庫法に基づき、瀬戸信用金庫と改組
- 30年 6月 本店を瀬戸市米町36番地に新築
- 35年 10月 預積金100億円を達成
- 36年 5月 シンボルフラワーとして「すみれ」を選定
- 39年 6月 日本銀行歳入代理店に指定
- 40年 9月 電子計算機(P・C・S)による事務集中管理を開始
- 44年 6月 預積金500億円を達成
- 45年 4月 外貨両替業務を開始
- 6月 預金オンラインを開始
- 47年 4月 融資オンラインを開始
- 9月 預積金1,000億円を達成
- 48年 12月 キャッシュディスペンサー(CD)を導入
- 51年 10月 しんきん為替オンラインを開始(全国信金オンラインシステム稼働)
- 54年 7月 第二次オンラインシステム稼働
- 56年 9月 しんきんネットキャッシュサービスの取扱開始
- 57年 11月 シンボルマークの制定
- 58年 4月 国債等の窓口販売業務を開始
- 11月 名古屋地区「青年経営者会」を結成
- 59年 9月 外国為替業務の取扱開始
- 60年 4月 「せとしんリース株式会社」を設立
- 11月 「せとしん信用保証株式会社」を設立
- 62年 6月 ディーリング業務を開始
- 12月 預積金5,000億円を達成
- 63年 4月 外国為替オンラインを開始

## 平成

- 元年 1月 瀬戸地区「青年経営者会」を結成
- 2年 9月 「せとしんファームバンキングサービス」を開始
- 3年 1月 サンデーバンキングを開始(15か店、CD出金取引)
- 2月 全業態CDオンライン提携に加入
- 4年 5月 財団法人「せとしん地域振興協力基金」を設立(現 公益財団法人「せとしん地域振興協力基金」)
- 11月 本店を瀬戸市東横山町119番地の1に新築移転
- 5年 6月 第三次オンラインシステム稼働
- 7年 6月 信託代理店業務の取扱開始
- 8年 12月 預積金1兆円を達成

- 9年 1月 コルレス業務開始
- 10年 4月 全店にて外貨預金、外貨両替を開始
- 12月 投資信託の窓口販売業務を開始
- 12年 6月 特定社債(信用保証協会保証付私募債)の取扱開始
- 13年 4月 住宅ローン関連「長期火災保険」の窓口販売業務を開始
- 10月 郵便局とオンライン提携を行いATMでの相互接続を開始
- 14年 2月 M&A仲介業務を開始
- 2月 しんきん積立年金(確定拠出年金個人型)の取扱開始
- 15年 1月 企業経営相談業務を開始
- 16年 1月 創業者経営相談業務を開始
- 12月 決済用預金「無利息型普通預金」の取扱開始
- 17年 7月 証券仲介業務を開始
- 10月 生体認証機能付ICキャッシュカードの取扱開始
- 18年 4月 「せとしんインターネットバンキング法人向けWEBサービス」の取扱開始
- 20年 5月 内部通報制度としての「外部窓口(弁護士事務所)」を開設
- 9月 業務改善計画に伴う「職場離脱制度」を創設
- 21年 1月 東海地区信金共同事務センターが運営する「しんきん共同システム」へオンラインシステムを移行
- 22年 1月 「モリゾー・キッコロ」をメインキャラクターとして使用開始
- 8月 投信インターネットサービスの取扱開始
- 23年 3月 東海地区信金共同事務センターから共同システム西日本センターにオンラインシステムを移行
- 5月 「海外ビジネスサポートデスク」を設置
- 24年 11月 預積金1兆5,000億円を達成
- 25年 4月 海外子会社向け直接貸付を開始
- 8月 海外駐在員事務所「バンコク駐在員事務所」を開設
- 10月 ATMの休日・時間外手数料の無料化を開始
- 26年 1月 「せとしん海外ビジネス・ネットワーク」を設立
- 27年 1月 瀬戸市と地域包括連携に関する協定を締結
- 7月 瀬戸市指定金融機関の業務を開始
- 9月 預積金2兆円を達成
- 28年 2月 小牧市と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結
- 3月 尾張旭市と地方創生に係る包括連携に関する協定を締結
- 4月 清須市と地方創生に係る包括連携に関する協定を締結
- 6月 瀬戸商工会議所と連携に関する協定を締結

せとしんの取組み

せとしんの沿革



松吉 作  
かさね鉢十五段



宮地生成 作  
パラダイス



山根宏一 作  
緑釉面取花器